

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定により、「航空保安大学校本校移転整備等事業」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成17年8月26日

国土交通大臣 北側 一雄

航空保安大学校本校
移転整備等事業

実 施 方 針

平成 17 年 8 月 26 日

国 土 交 通 省

<目次>

1 . 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 実施方針に関する事項	4
(3) 特定事業の選定方法等に関する事項	6
2 . 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方	7
(2) 選定の手順及びスケジュール(予定)	7
(3) 入札公告	8
(4) 入札説明書	8
(5) 訓練機器の事前確認	8
(6) 応募者の構成に関する要件	8
(7) 応募者の参加資格要件	10
(8) 審査及び選定に関する事項	13
(9) 契約に関する基本的な考え方	13
(1 0) 提案書の取り扱い	14
(1 1) 応募に伴う費用負担	14
3 . 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	15
(1) リスク分担の考え方	15
(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項	15
(3) 事業の実施状況のモニタリング	15
4 . 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
(1) 立地	17
(2) 規模及び配置	17
5 . 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方	18
(2) 管轄裁判所の指定	18
6 . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方	19
(2) 本事業の継続が困難になった場合の措置	19
(3) 金融機関等と国との協議	19
7 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	20
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
(3) その他の支援に関する事項.....	20
8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
(1) 本事業の事務局.....	21
(2) ホームページ	21
(3) 使用言語	21

(添付資料)

- 様式 1 実施方針説明会参加申込書
- 様式 2 実施方針に関する質問書
- 様式 3 実施方針に関する意見書
- 資料 1 航空保安大学校の理念
- 資料 2 訓練機器の事前確認について
- 資料 3 リスク分担案

国土交通省（以下「国」という。）は、航空保安大学校本校移転整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な整備を行うため「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「PFI 基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、定めるものである。

1．特定事業の選定に関する事項

（1）事業内容に関する事項

1) 事業名称

航空保安大学校本校移転整備等事業

2) 公共施設等の種類

「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 181 号）に定める「庁舎」で、航空保安大学校（「国土交通省組織令」（平成 12 年 6 月 7 日政令第 255 号）第 204 条）の業務を行う施設

3) 公共施設等の管理者の名称

国土交通大臣 北側 一雄

国土交通大臣から本事業の事務の委任を受けた者

航空局長 岩崎 貞二 及び航空保安大学校長 殿谷 正行

4) 事業目的

国土交通省航空保安大学校本校（以下「大学校」という。）は、空の安全を支える航空保安業務の専門家を養成する研修施設である。（具体的な理念については、本方針「資料 1（航空保安大学校の理念）」を参照のこと。）

大学校は、昭和 34 年に主として航空交通管制官の研修を目的として東京国際空港内に「航空保安職員訓練所」として開設されて以来、一貫して我が国における航空保安業務の専門家を養成してきた。

現在、大学校は、東京国際空港内（東京都大田区羽田空港 1 丁目 6 番 4 号）に設置されているが、校舎の老朽化が顕著になっている。また、航空保安技術は日進月歩で進んでおり、現在の大学校に設置されている訓練機器等の陳腐化・老朽化も目立つようになっている。このため、近い将来、航空保安業務の専門家養成という大学校の目的を果たすことが難しくなると予想される。

本事業は、こうしたことを背景に、大学校の移転整備を行い、併せて訓練機器を更新又は新設し、これによって大学校における教育・研修の質の向上を図るものである。

5) 事業概要

本事業の概要は、以下の通りである。

事業概要

本事業は、PFI 法に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、大学校の施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である国に所有権を移転し、事業期間中に係る運営・維持管理業務を遂行する方式（Build-Transfer-Operate, BTO）により実施する。事業期間は、契約締結日から平成 35 年 3 月末までの期間である。

事業場所

大阪府泉佐野市りんくう往来南 3 丁目 11 番地

整備対象施設

本事業の整備対象となる施設は表 1 の通りである。

表 1 整備対象施設

施設		概要
建築物等	校舎	教室・実習室・事務室・食堂（主に学生・職員が利用する）・売店等が入る建物（設備等を含む。）
	体育館	研修及び学生の課外活動に供する体育館（講堂を兼ねる。）
	学生寮	大学校学生の居住施設
	その他	外構、駐車場、屋外運動場、植栽、什器及び備品等
機器等	訓練機器	航空保安業務の研修に使用する情報機器等で特定のもの
	事務機器	大学校の事務等に用いる情報機器及び航空保安業務の研修に使用する情報機器で訓練機器以外のもの

業務内容

選定事業者が実施する主な業務は次の通りである。なお、詳細は入札説明書等に示す。

(ア) 設計業務

- ・建築物等の設計（調査を含む。）

(イ) 工事監理業務

- ・建築物等の工事監理

(ウ) 建設業務

- ・建築物等の建設（近隣対応・対策、電波障害調査・対策、各種申請等、関連業務を含む。）

(エ) 解体業務

- ・現行の大学校施設（建物及び移設対象外の訓練機器）の解体・発生廃棄物処分・整地（近隣対応・対策、各種申請等、関連業務を含む。）

(オ) 訓練機器関連業務

- ・訓練機器の設計、製造、設置、調整、操作訓練

(カ) 維持管理業務

- ・建築物等の点検保守
- ・建築設備の運転監視及び点検保守
- ・建築物等の修繕
- ・建築物等の清掃
- ・建築物等の保安警備
- ・訓練機器の点検保守等（修理及び更新は含まない。）

(キ) 運営業務

- ・学生寮の管理
- ・食堂の運営
- ・その他 学生生活が円滑に行われる業務（提案事項）

なお、訓練機器の修理について国は、訓練機器の製造を担当する者と協議し別途、契約を締結することを予定している。また、現行の大学校からの訓練機器の移設、その他引越し業務は、本事業に含まない。

国の支払いに関する事項

国の選定事業者に対する支払いは、以下のとおりである。（以下、これらを総称して「サービス対価」という。）

- ・建築物等の整備等業務（上記の（ア）～（ウ）に係る対価
- ・現行の大学校の解体業務（上記の（エ）に係る対価
- ・訓練機器の整備等業務（上記の（オ）に係る対価
- ・維持管理・運營業務（上記の（カ）（キ）に係る対価（食堂の運営に係るサービス対価を含む。）

国は、選定事業者に対して、サービス対価を財政法第 15 条第 1 項に規定する国庫債務負担行為に基づき、国と選定事業者との間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定めるところにしたがって支払う。なお、これらの詳細については、入札説明書等に示す。

事業スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュール（予定）は、以下の通りである。

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ・事業契約の締結 | 平成 18 年 3 月 |
| ・設計・建設期間（訓練機器関連業務を含む。） | 平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月 |
| ・施設の引渡し | 平成 20 年 3 月 |
| ・開校 | 平成 20 年 4 月 |
| ・訓練機器の操作訓練 | 平成 20 年 4 月～平成 20 年 6 月 |
| ・既存施設の解体等の期間（注） | 平成 20 年 7 月以降、平成 20 年度までの間 |
| ・事業期間終了 | 平成 35 年 3 月 |

（注）現用訓練機器の移設は、平成 20 年 4 月～6 月に実施される予定であり、その後、解体着手が可能である。

（２）実施方針に関する事項

1) 実施方針の配布

本方針は、本事業の事務局（以下「事務局」という。）において出力紙を配布する。事務局の連絡先等は、本方針「8 . (1)」を参照のこと（以下同じ）。配布期間は、平成 17 年 9 月 8 日 12 時（正午）までとする。

2) 実施方針に関する説明会

国は、以下の通り、実施方針に係る説明会を開催する。

開催日時：平成 17 年 8 月 30 日（火）14 時から

開催場所：国土交通省 10 階共用会議室（東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 合同庁舎 3 号館）

参加資格：本事業への参画を希望する企業等。ただし、1社につき3名までとする。
申込方法：参加希望者は、平成17年8月29日17時までに、電子メール又はFAXで「実施方針説明会参加申込書」(様式1)により、事務局に事前登録すること。(なお、事務局は、事前登録された参加希望者に関する情報に係る照会を受けても、一切回答を行わない。)

3)実施方針に関する質問受付

国は、実施方針に記載された内容に関する質問を次の通り受け付ける。

受付期間：平成17年8月26日(金)から9月8日(木)17時まで

提出先：事務局

作成方法：「実施方針に関する質問書」(様式2)を用いること。(Microsoft Excel 2000以上で対応可能なバージョンにより作成すること。)

提出方法：電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。

4)実施方針に関する質問回答

上記3)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、特定事業の選定結果の公表までに国土交通省ホームページに公表する予定である。なお、応募者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

5)実施方針に関する意見の受け付け

国は、実施方針に関する意見を受け付ける。受付期間、提出先、提出方法等は上記3)と同様とする。様式は、「実施方針に関する意見書」(様式3)を用いること。

6)意見に対するヒアリング

上記5)で受け付けた実施方針に関する意見等のうち、国が必要と判断した意見について当該提出者から直接ヒアリングすることがある。

7)実施方針の変更

国は、実施方針公表後における民間企業等からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。変更した場合は、国土交通省ホームページに速やかに公表する。変更の内容が重要で本事業の事業者募集のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

(3) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 特定事業の選定にあたっての考え方

国は、PFI法、PFI基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」(平成13年7月27日)等を踏まえ、国自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下の通りである。

本件施設の整備及び運営・維持管理が同一水準にある場合において、国の財政負担の縮減が期待できること。

国の財政負担が同一水準にある場合において、本件施設の整備及び運営・維持管理の水準の向上が期待できること。

公共サービスの水準の評価にあたっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合には客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

2) 特定事業の選定結果の公表

国は、前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、平成17年9月に国土交通省ホームページに公表する予定である。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、事業期間を通じて民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の選定にあたっては、サービス対価の額、並びに事業運営能力、設計・建設・維持管理能力等その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：会計法第29条の6、予算決算及び会計令第91条第2項）する予定である。

本事業を実施する民間事業者の選定は二段階で審査を実施することとし、第一段階の入札参加資格審査を経て入札参加資格確認の通知を受け取った者が、第二段階の審査に必要な入札書類（本事業に関する価格及び事業計画の提案内容を記載した提案書）を提出することができる。詳細は入札説明書等に示す。

(2) 選定の手順及びスケジュール（予定）

民間事業者の選定にあたっての手順及びスケジュールは、表2の通りである。

表2 民間事業者の選定手順及びスケジュール（予定）

スケジュール(予定)		内容
平成17年	8月	実施方針説明会 実施方針に関する意見・質問の受付
	9月	要求水準書案の公表 要求水準書案等に関する意見・質問の受付 実施方針に関する意見・質問への回答 特定事業の選定 要求水準書案に関する意見・質問への回答 入札公告（入札説明書等の交付） 入札説明書等に対する質問の受付
	10月	訓練機器の事前確認申請の受付 入札説明書等に対する第1回質問の締切り 入札説明書等に対する第1回質問への回答
	11月	訓練機器の事前確認結果の公表 入札説明書等に対する第2回質問の締切り 入札参加表明書（資格審査申請書を含む。）の受付
	12月	入札参加表明書（資格審査申請書を含む。）の締切り 入札参加資格審査結果の公表 入札説明書等に対する第2回質問への回答 入札書類の受付
平成18年	1月	入札書類の締切り
	2月	開札 落札者の選定及び結果・公表 基本協定の締結
	3月	事業契約の締結

(3) 入札公告

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業を総合評価方式による一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する予定である。なお、本事業は 1994 年 4 月 15 日マラケシェで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第 300 号)に基づいて実施する。

(4) 入札説明書

1) 入札説明書等の公表

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る入札の公告を官報、掲示板、国土交通省ホームページに公表し、入札説明書及び付属図書(以下「入札説明書等」という。)を配布する。入札説明書等では、入札参加手続き、その他入札に必要な資料・情報等を提供する。ただし、一部の資料や情報は、入札参加資格が認められた者のみに対して配布する場合がある。

2) 入札説明書等に対する質問回答

国は、入札説明書等に関する質問を受け付け、その回答を国土交通省ホームページに公表する予定である。質問の提出及び回答の提示方法は入札説明書等に示す。なお、応募者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(5) 訓練機器の事前確認

国は、訓練機器に関する提案の質を確保すること、及び民間企業等に広く本事業への応募機会を与え、もって応募者間での適切な競争環境を整えることを目的として、入札参加表明書の受付に先立ち、訓練機器提案の妥当性(要求水準書の必要事項を満たしているかどうか)に関する事前確認を実施する。事前確認の概要については、本方針の「資料 2 (訓練機器の事前確認について)」を参照のこと。

(6) 応募者の構成に関する要件

応募者の構成に関する要件は、以下の通りとする。

応募者は、本事業への参加を希望する複数の法人によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)であること。

応募グループは、構成員及び協力会社から構成されるものとする。構成員及び

協力会社の及び定義は、表 3 に示す通りである。(なお、本事業を実施するために落札者として選定された応募グループの構成員が本方針「2.(9)1)」に定めるところに従い設立する特別目的会社 (Special Purpose Company) を以下「SPC」という。)

表 3 応募者グループの構成

分 類		定 義
構成員	構成員 A	SPC に出資し、かつ SPC から本方針「1.(1)5)」に掲げる業務を受託又は請け負う者
	構成員 B	SPC に出資し、かつ SPC から本方針「1.(1)5)」に掲げる以外の業務を受託又は請け負う者
	構成員 C	SPC に出資するが、SPC から特に業務を受託又は請負わない者
協力会社	協力会社 A	SPC に出資せずに、SPC から本方針「1.(1)5)」に掲げる業務を受託又は請け負う者
	協力会社 B	SPC に出資せずに、SPC から本方針「1.(1)5)」に掲げる以外の業務を受託又は請け負う者

応募者は、応募にあたり、構成員の中から一者を代表企業として定め、当該代表企業が応募手続きを代表者として行うこと。

本方針「1.(1)5)」に掲げる業務を担当する者は、必ず応募グループの構成員又は協力会社のいずれかとなること。ただし、本方針「1.(1)5) (オ)」を担当する者のみについては、応募グループの構成員となることはできない。

応募グループの構成員又は協力会社のうち一者が、本方針「1.(1)5)」に掲げる複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にした上で応募グループの構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のあるものが、本方針「1.(1)5)」の(イ)と(ウ)の業務を実施することはできないものとする。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該法人に出資比率(議決権割合を基準に算定する。以下同じ)の100分の50を超える出資を行い、又は当該法人が出資比率の100分の50を超える出資をしている法人、「人事面において関連のある者」とは、当該法人と代表権を有する役員を兼ねている法人をいう。(以下同じ。)

応募グループの構成にあたって、構成員 B、構成員 C、及び協力会社 B を含めることは、必須ではない。

一応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの構成員又は協力会社になることはできない。ただし、本方針「1.(1)5) (オ)」の業務を担当する者のみについては、複数の応募グループの協力会社となることができる。

各構成員及び各協力会社は、本事業において担当する業務又は本事業での役割を入札参加表明書において明らかにすること。

(7) 応募者の参加資格要件

1) 共通要件

構成員又は協力会社は、いずれも以下の要件を満たすこと。(参加資格要件の確認は、入札参加表明書の提出期限の日を持って行うものとする。)

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

本事業における業務に応じた競争参加資格(本方針「2.(7)2」)に示す。)の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に航空局長が定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

入札参加表明書の提出期限の日から開札までの期間に、航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け、空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置基準に該当する指名停止措置であり、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に関与している者は以下の通りである。

- ・ 財団法人航空保安研究センター
- ・ 株式会社三菱総合研究所
- ・ 株式会社日建設計
- ・ 株式会社ネットアルファ
- ・ あさひ・狛法律事務所

2) 個別要件

構成員又は協力会社のうち、本方針「1.(1)5」に掲げる業務を担当する者は、業務内容に応じて以下の要件を満たすこと。(参加資格要件の確認は、入札参加表明書の

提出期限の日を持って行うものとする。)

設計業務を担当する者（以下「設計者」という。）は次の要件を満たすこと。

- (ア) 国土交通省航空局における「測量及び建設コンサルタント等のうち建設コンサルタント」に係る平成 17・18 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者も上記要件を満たしていること。
- (エ) 配置予定技術者の資格及び設計者及び配置予定技術者の同種又は類似の業務の実績等に関して別に示す要件を満たしていること。なお、その要件は入札説明書等に示す。

工事監理業務を担当する者（以下「工事監理者」という。）は次の要件を満たすこと。

- (ア) 国土交通省航空局における「測量及び建設コンサルタント等のうち建設コンサルタント」に係る平成 17・18 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (イ) 建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 工事監理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者も上記要件を満たしていること。
- (エ) 配置予定技術者の資格及び工事監理者及び配置予定技術者の同種又は類似の業務の実績等に関して別に示す要件を満たしていること。なお、その要件は入札説明書等に示す。

建設業務を担当する者（以下「建設者」という。）は次の要件を満たすこと。

- (ア) 航空局における「建築工事業」、「管工事業」、「電気工事業」に係る平成 17・18 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (イ) 各工事種別において一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が次の点以上であること。

表 4 建設者が満たすべき一般競争参加資格認定における能力

工事種別	基準となる経営事項評価点数
建築工事業	1,200 点
管工事業	1,100 点
電気工事業	1,100 点

- (ウ) 建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、各々の工事種別を担当する者が上記いずれか一つ以上の点数を満たし、かつ、応募者として上記全ての

点数を満たしていること。

- (エ) 各工事を複数の者が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合において、共同して実施するすべての者が上記要件を満たしていること。
- (オ) 建設者及び各工事の配置予定技術者の同種工事の実績に関して別に示す要件を満たしていること。なお、その要件は入札説明書等に示す。

訓練機器関連業務を担当する者は次の要件を満たすこと。

- (ア) 訓練機器の設計、製造を担当する者は、平成 16・17・18 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において資格の種類が「物品の製造」、競争参加地域が「関東甲信越」、等級が「A」又は「B」に格付けされていること。
- (イ) 上記（ア）を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者も上記要件を満たしていること。
- (ウ) 訓練機器のうち「資料 2 訓練機器の事前確認について」表 A-1 の第 1 項から第 8 項までの機器の設置を担当するものは、平成 17・18 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において資格の種類が「電気通信工事業」、競争参加地域が「関東甲信越」、等級が「A」又は「B」に格付けされていること。なお、前 項の建設業務を担当するものが、当該設置を担当することを妨げるものではない。
- (エ) 訓練機器のうち「資料 2 訓練機器の事前確認について」表 A-1 の第 9 項の機器の設置を担当するものは、平成 17・18 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において資格の種類が「電気工事業」、競争参加地域が「関東甲信越」、等級が「A」又は「B」に格付けされていること。なお、前 項の建設業務を担当するものが、当該設置を担当することを妨げるものではない。

維持管理・運營業務を担当する者は次の要件を満たすこと。

- (ア) 平成 16・17・18 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「近畿」、等級が「A」、「B」又は「C」等級に格付けされていること。
- (イ) 維持管理・運營業務を実施するにあつて、必要な資格（許可・登録・認定など）を有すること。
- (ウ) 維持管理・運營業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者も上記要件を満たしていること。
- (エ) 訓練機器に係る維持管理業務は、上記 の（ア）を担当した者とする。

3)入札参加資格の確認後の応募グループの構成の変更等について

入札参加資格の確認後は、応募グループの構成員又は協力会社の変更は原則として認

めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

(8) 審査及び選定に関する事項

1) 審査の概要

国は、応募グループから提出された入札参加資格審査書類及び入札書類の審査を行い、落札者を決定する。審査においては、平成 17 年 3 月 1 日に設置した航空保安大学校移転検討委員会の意見を参考にする予定である。

2) 審査方法

審査は総合評価方式によることとし、価格及び事業計画、事業実施能力等その他の条件等を国が総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を落札者として選定する。審査項目等の詳細は、入札説明書等に示す。

3) 選定結果の公表

国は、落札者を選定した場合は、その結果を速やかに公表する。民間事業者の募集、評価及び落札者の選定の過程において、最終的に入札参加資格を有する応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(9) 契約に関する基本的な考え方

1) 特別目的会社の設立等について

落札者として選定された応募グループの構成員は、本事業を実施するため、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を契約締結時まで設立し、これに対して出資するものとする。

2) 事業契約の概要

国は、落札者と事業契約の締結に向けて基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPC と事業契約を締結する。事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する。

3) 選定事業者の株主構成等について

落札者として選定された応募グループの構成員以外も選定事業者たる SPC に出資することができるが、構成員は以下の条件をすべて満たすこと。

SPC の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること

構成員以外の株主の出資比率が出資者中最大とならないこと。

上記 及び の条件を事業期間が終了するまで維持すること。

また、SPC の株主は、事業期間中に SPC の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行おうとする場合は、事前に国の承諾を得なければならない。

(1 0) 提案書の取り扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。なお、提案書は応募者に返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

3) 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(1 1) 応募に伴う費用負担

応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

3．選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務に伴うリスクは選定事業者が管理するものとする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項は国が責任を負うこととする。リスク分担案の考え方は、原則として本方針の「資料3（リスク分担案）」によることとし、具体的な事項は実施方針に対する意見等の結果を踏まえ入札説明書等において示す。

(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は事業契約に従い誠意をもって責任を履行する。なお、国は、事業契約締結にあたって契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を選定事業者に求めることを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供による契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

契約保証金等の詳細は入札説明書等に示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

国は、事業契約に定める業務要求水準の達成状況及び選定事業者の財務状況を把握するためにモニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法は事業契約において定める。

3) モニタリングの実施時期及び概要

基本設計・実施設計時

国は、選定事業者によって行われた基本設計及び実施設計が事業契約に定める要求水準、選定事業者の提案内容に適合するものであるか否かについて確認する。

建築物等の工事施工時（解体工事を含む）

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に国から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、国が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での施工状況の確認を受ける。

訓練機器の設計、製造時

選定事業者は、定期的に国から設計、製造状況の確認を受ける。また選定事業者は、国が要請したときは、設計、製造の事前説明及び事後報告を行うとともに、製造現場での製造状況の確認を受ける。

施設引渡し時及び解体業務完了時

選定事業者は、施工等の記録を用意し、現場で国の確認を受ける。この際、国は、施設の状態が事業契約に定められた要求水準を満たしているか否かについて確認する。確認の結果、本件業務の内容が事業契約に定めた条件に適合しない場合には、国は選定事業者に修補、改造等の追加作業を求めることができる。

維持管理・運営段階

国は、維持管理・運営段階において随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、監査を経た財務の状況を国に報告しなければならない。

4) サービス対価の減額等

モニタリングの結果、維持管理・運営業務において、事業契約に定める要求水準等が達成されていないことが判明した場合、国はサービス対価のうち、維持管理・運営業務に係る対価の減額等を行う。具体的な減額方法等は、事業契約において定める。

4 . 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地

施設の立地については、本方針「 1 . (1) 5) 」に示した通りである。

(2) 規模及び配置

施設の規模は、下記の通り想定している。なお、規模及び配置に関する詳細については、入札説明書等において示す。

表 5 新校舎の延べ床面積 (想定値)

施設等	面積
校舎	11,200 m ² 程度
体育館	1,300 m ² 程度
学生寮	7,300 m ² 程度
運動場	5,600 m ² 程度

5 . 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

国と選定事業者の間において、事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合は、国と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

6 . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由毎に次の措置をとることとする。

1) 選定事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

国は、事業契約の定めに従って選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法は事業契約に定める。

2) 国の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約の定めに従って事業契約を解約することができるものとする。

3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

国及び選定事業者は、事業契約に具体的に列挙した事由が生じた場合には、事業契約に定められた発生事由毎に適切な措置を講じるものとする。

(3) 金融機関等と国との協議

事業の安定的な継続を図ることを目的として、国は選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を選定事業者が受けることができるように協力するものとする。

(3) その他の支援に関する事項

国は、選定事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要な協力をを行う。

8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 本事業の事務局

本事業の事務局は、以下の通りである。

国土交通省 航空局 管制保安部 保安企画課

住所：東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号 (郵便番号 100-8918)

TEL : 03-5253-8111 (内線 51139)

FAX : 03-5253-1663 (直通)

Mail : pfi@kouho-dai.ac.jp

(2) ホームページ

本事業に関する情報提供は、国土交通省ホームページ
(http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/08_shingikai/12_hoandai_iten/jigyoku.html)
を通じて適宜行う。

(3) 使用言語

本事業に関する使用言語は、全て日本語とする。